



## 那覇市のひとり親家庭のお子さまの 進学に必要な資金を無利子でお貸しします。 (那覇市母子父子寡婦福祉資金貸付金)

那覇市では、ひとり親家庭のお子さまの進学を円滑に進めるため、進学に必要な資金を無利子でお貸ししています。

事前相談や申請後のキャンセルも行うことができますので、お気軽にお問い合わせください。



### Q:対象者を教えてください。

A 那覇市にお住まいのひとり親家庭の方や父母のいない児童が対象です。

### Q:どのような資金を借りることができますか？

A お子さまの進学に必要な次の資金をお貸ししています。

- 就学支度資金・・・入学金、被服費、受験料などの進学に必要な資金
- 修学資金・・・授業料、教材費、修学期間中の生活費などの資金

### Q:どのくらい借りることができますか？

A 裏面をご覧ください。



### Q:連帯保証人は必要ですか？

A 申請者の収入状況によっては必要になります。

(本チラシのデータ版)

### Q:貸付までの流れを教えてください。

A 貸付の流れは次のとおりです。

#### 事前相談

- ▽ ①事前相談：貸付対象者の確認、進路状況の確認、申請に必要な書類の案内をします。

#### 願書提出

- ▽ ②申請：申請書に必要書類を添えて提出していただきます。
- ▽ ③面談：申請者、連帯借受人（お子さま）、連帯保証人と面談します。
- ▽ ④仮決定：合格通知受取前に申請を行った方は、審査に通った場合、仮決定通知にてお知らせします。

#### 合格通知入手

- ▽ ⑤本決定：合格通知を提出していただき、本決定します。
- ▽ ⑥貸付：請求書を提出していただき、後日指定口座に振り込みます。

#### 入学

※願書提出時点から申請が可能ですので、早めの相談をお願いします。

※貸付には各種条件や注意事項がございますので、詳細はお問い合わせください。

那覇市子育て応援課 TEL：098-861-6951

〒900-8585 那覇市泉崎1-1-1 那覇市役所 3階 45番窓口

(令和8年4月1日適用)

## 就学支度資金貸付限度額一覧表

単位：円

学校等種別		限度額	
小学校		91,600	
中学校		101,000	
高等学校 専修学校(高等課程)	国公立	自宅	150,000
		自宅外	160,000
	私立	自宅	410,000
		自宅外	420,000
専修学校(一般課程)		自宅	150,000
		自宅外	160,000
大学 短期大学 高等専門学校 専修学校(専門課程)	国公立	自宅	420,000
		自宅外	430,000
	私立	自宅	580,000
		自宅外	590,000
修業施設等(高卒者)		自宅	272,000
		自宅外	282,000

## 修学資金貸付限度額(月額)一覧表

単位：円

学校等種別 \ 学年		1年	2年	3年	4年	5年	
高等学校 専修学校 (高等課程)	国公立	自宅	27,000	27,000	27,000	—	—
		自宅外	34,500	34,500	34,500	—	—
	私立	自宅	45,000	45,000	45,000	—	—
		自宅外	52,500	52,500	52,500	—	—
高等専門学校	国公立	自宅	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
		自宅外	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
	私立	自宅	48,000	48,000	48,000	98,500	98,500
		自宅外	52,500	52,500	52,500	115,000	115,000
専修学校 (専門課程)	国公立	自宅	67,500	67,500	—	—	—
		自宅外	78,000	78,000	—	—	—
	私立	自宅	89,000	89,000	—	—	—
		自宅外	126,500	126,500	—	—	—
短期大学	国公立	自宅	67,500	67,500	—	—	—
		自宅外	96,500	96,500	—	—	—
	私立	自宅	93,500	93,500	—	—	—
		自宅外	131,000	131,000	—	—	—
大学	国公立	自宅	71,000	71,000	71,000	71,000	—
		自宅外	108,500	108,500	108,500	108,500	—
	私立	自宅	108,500	108,500	108,500	108,500	—
		自宅外	146,000	146,000	146,000	146,000	—
専修学校(一般課程)		55,000	55,000	—	—	—	

※ただし、所得状況や大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号)に基づき減免や給付型奨学金の受給の有無によって限度額が変わります。